

広島市告示第121号
令和8年3月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名 称 株式会社NTTデータ
事務所の所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

別紙のとおり

3 指定納付受託者の指定日

令和8年4月1日

- (1) と畜場法（昭和28年法律第114号）に規定する獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料
- (2) 獣畜のとさつ解体検査に関する証明に係る手数料
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査に係る手数料
- (4) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (5) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (6) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査又は完成検査に係る手数料
- (7) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査又は完成検査に係る手数料
- (8) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査に係る手数料
- (9) 消防法の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に係る手数料
- (10) 広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査に係る手数料
- (11) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく火薬類の製造又は販売営業の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (12) 火薬類取締法の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (13) 火薬類取締法の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (14) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査に係る手数料
- (15) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査に係る手数料
- (16) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (17) 火薬類取締法の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (18) 火薬類取締法の規定に基づく特定施設又は火薬庫の保安検査に係る手数料
- (19) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (20) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくはは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (21) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (22) 高圧ガス保安法の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (23) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に係る手数料

- (24) 高圧ガス保安法の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査に係る手数料
- (25) 高圧ガス保安法の規定に基づく特定施設の保安検査に係る手数料
- (26) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器検査又は容器再検査に係る手数料
- (27) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する附属品検査又は附属品再検査に係る手数料
- (28) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査に係る手数料
- (29) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等に係る手数料
- (30) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査に係る手数料
- (31) 液化石油ガス法の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付に係る手数料
- (32) 液化石油ガス法の規定に基づく保安機関の認定又は認定の更新に係る申請に対する審査に係る手数料
- (33) 液化石油ガス法の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査に係る手数料
- (34) 液化石油ガス法の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査に係る手数料
- (35) 液化石油ガス法の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (36) 液化石油ガス法の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (37) 液化石油ガス法の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料
- (38) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (39) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料
- (40) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備の完成検査に係る手数料
- (41) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備の保安検査に係る手数料
- (42) 道路敷、下水道敷その他の官有地と民有地との境界に関する証明に係る手数料
- (43) 営業又は業務に関する証明に係る手数料
- (44) 文書の受理に関する証明（広島市会計規則（昭和43年規則第23号）第19条第2項26号及び第27号に掲げる証明を除く。）に係る手数料
- (45) 許可証その他の証書を発行したことの証明（広島市会計規則第19条第2項第51号に掲げる証明を除く。）に係る手数料
- (46) 震災、風水害その他これらに類する災害に被災したことの証明に係る手数料（消防局が所管する火災のり災証明、救急搬送証明等）